

(2) 自動車販売事業者が、販売する新車に係る自動車環境について表示する見やすい箇所に見やすい方法とは、次のようなものとする。

- ・展示している自動車の周辺における当該自動車に関する事項の表示
- ・当該自動車販売事業者が販売する自動車の環境情報を紙等に印刷し、当該自動車の環境情報を新車を購入しようとする者に容易に提供できるようにする表示
- ・当該自動車販売事業者が販売する自動車の環境情報を、インターネットを利用し当該自動車の環境情報を新車を購入しようとする者に容易に提供できるようにする表示 他

3 環境に配慮したまちづくり【第41条関係】

地域の実情や特性に応じ、環境に配慮したまちづくりを行うこと。

取組例

(1) 公共交通機関の利用者の利便増進

鉄道やバス路線網の再編・充実、パークアンドライドの導入、バスレーンやバス優先信号の設置など、公共交通機関を利用した交通体系の整備への配慮

(2) 都市機能の集約の促進

公共交通機関や公共施設、サービス施設等の集積など、コンパクトで効率的な「集約型都市構造」への配慮

(3) 電気、熱その他のエネルギーの効率的利用

複数の建物や施設において、電気や熱などのエネルギーを融通し効率的に利用するなど、地域においてエネルギーの需給調整を行うエネルギー体系の構築への配慮

(4) 緑化の推進

既存の自然緑地や都市の緑地の連続性を確保し、ヒートアイランド現象の緩和や自然環境、生態系の保全への配慮

第4 再生可能エネルギー等の利用に関すること

1 再生可能エネルギー等の積極的な利用【第43条関係】

家庭生活等において、太陽光発電システムの設置など再生可能エネルギーの積極的導入に努めること。

また、事業者においては「創エネ・省エネ・蓄エネ」設備の導入、利用の促進や燃料電池自動車の導入の検討を行うとともに、各事業活動の実情に応じ、再生可能エネルギーや水素エネルギーに係る研究、技術開発の推進や支援に努めること。

2 エネルギーの地産地消等【第44条関係】

(1) エネルギーの地産地消

中山間地域に高いポテンシャルを有する「小水力発電」をはじめ、「太陽光発電」「小型風力発電」など、それぞれの地域の実情に応じ、地域に存在する再生可能エネルギーの活用を図ること。

(2) 未利用エネルギーの有効利用

事業活動や、建築物の新設・増改築などにあたっては、工場等からの廃熱や、水（地下水、河川水、下水など）の持つ熱をヒートポンプを用いて利用する「温度差熱利用」など、利用可能なエネルギーを有効に活用するよう努めること。

3 水素エネルギーの利用促進【第45条関係】

水素エネルギーに関する技術の研究開発・実用化を促進するとともに、サプライチェーンの構築のため、関連産業の振興を図ることとする。

また、水素社会の早期実現のため、水素エネルギーに関するセミナーや講演会、燃料電池車に触れる機会の創出など、県民、事業者等に対する様々な情報提供や普及啓発を行うこととする。

第5 森林等の吸収作用の保全等に関すること

1 森林整備・保全の推進【第46条、第47条関係】

(1) 森林整備のボランティア参加

地域で実施する道路、公園等の緑化の取組みや、森林保全整備ボランティア等に積極的に参加・協力するよう努めること。

取組例

- ・とくしま協働の森づくり事業への参加

(2) 県産材の活用

県産材を利用することによる地域経済の活性化や森林整備の推進など、利用の意義や重要性を理解し、家庭生活又は事業活動を通じて県産材の積極的な利用に努めること。

2 カーボン・オフセットの推進【第48条関係】

家庭生活においては、カーボン・オフセット付きの商品の購入やサービスの利用、カーボン・オフセットされたイベントへの参加など、様々な場面で参加・協力を努めること。

また、事業活動においては、製品等のライフサイクルを通じて排出される温室効果ガスや、会議・イベント開催に伴う温室効果ガスをオフセットするなど、積極的な取組みに努めること。

※ 家庭生活や事業活動に伴い、自らの温室効果ガス排出量のうち、どうしても削減できない量の全部または一部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット（埋め合わせ）することを「カーボン・オフセット」といい、効果的な気候変動対策の1つである。

※ J-クレジット制度 <https://japancredit.go.jp/>

※ カーボン・オフセット <http://www.j-cof.go.jp/cof/>